

# 前橋文学館 YouTube チャンネル公式アカウント運用ポリシー

前橋市では、本市の市政情報、イベント情報等の広報活動及びシティプロモーションの充実を図るため、ソーシャルメディア（公式SNS）を利用しての情報発信を行います。公式SNSアカウントを利用しての情報発信にあたり、運用ポリシーを次のとおり定めます。

令和2年6月30日

## 1 ソーシャルメディアサービス名

ユーチューブ (YouTube)

## 2 チャンネル名

前橋文学館公式

## 3 URL

<https://www.youtube.com/channel/UCb1WxZLbTvXU62sTjrhUJCg>

## 4 発信する情報

前橋文学館常設・企画展・関連イベントなどに係る情報

## 5 運用管理責任者・投稿者

運用管理責任者は文化国際課長とし、発信は文化国際課長の責任の下に文学館職員が行います。

## 6 運用方法

- ユーチューブは情報発信のSNSとして活用します。また、コメントに対する返信は必ずしも行われるものではありません。
- ユーチューブに関するご意見やお問い合わせは、前橋市ホームページ内文化国際課文学館「問い合わせフォーム」よりお送りください。

## 7 免責事項

- 公式SNSへの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- ユーチューブを利用することで生じた直接・間接的な損失について、前橋市は一切責任を負わないものとします。
- 当ユーチューブの内容は予告なく変更することがあります。
- 前橋市は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または中止をする場合があります。

## 8 著作権について

原則として、当ユーチューブに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は前橋市または原作者に帰属します。ただしユーチューブの機能を使用し、情報拡散していただくことは問題ありません。

## 9 削除ルールについて

下記に該当する行為を禁止するとともに、該当する投稿・コメントは、予告なく削除する場合があります。

- 公序良俗または法令に反し、またはそのおそれのあるもの
- なりすまし、虚偽の内容やミスリーディング
- 建設的な議論を妨げるもの
- 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害するもの
- スпам行為
- 著作権、商標権など、本市または第三者の権利を侵害するもの
- 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 専ら宣伝等の商業的行為を目的とした、自己の商品、店舗、会社の紹介等
- 犯罪行為を目的とするもの、犯罪行為を誘発させるもの
- わいせつ表現等を含む不適切なもの
- 名誉、信用を傷つけるもの
- 他のユーザーが不快と感じるもの
- 本ページの運営にあたり不適切と判断したもの